

## 平成 2 2 年 第 2 回 南伊豆町 議会 臨時会 会議録 目次

### 第 1 号 (8月10日)

- 議事日程.....
- 本日の会議に付した事件.....
- 出席議員.....
- 欠席議員.....
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....
- 職務のため出席した者の職氏名.....
- 開会宣告.....
- 議事日程説明.....
- 開議宣告.....
- 会議録署名議員の指名.....
- 会期の決定.....
- 議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....
- 閉議及び閉会宣告.....
- 署名議員.....

## 平成22年第2回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成22年8月10日(火)午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第52号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(10名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

### 欠席議員(1名)

5番 保坂好明君

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	福祉介護保険係長	黒田三千弥君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田忠蔵 主 幹 大年美文

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成22年第2回南伊豆町議会臨時議会を開会します。

---

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

---

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は8月10日の1日限りと決定しました。

---

### ◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） これより議案審議に入ります。

議第52号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本年第2回の臨時会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第52号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）であります。

補正予算額3,583万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億9,929万1,000円とするものであります。

補正の主なものは、緑の分権改革推進事業に係る新エネルギー利活用検討委員会の委員報酬等に83万5,000円、南伊豆認定こども園実施設計委託料に3,500万円をそれぞれ追加し、3,583万5,000円を増額補正するものであります。

また、これらの歳出に対応する財源として繰越金223万5,000円、地方債、過疎債に3,360万円をそれぞれ追加したいものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、南伊豆町一般会計補正予算（第2号）、議第52号の内容説明をさせていただきます。

お手元の資料の9ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

歳出。2款1項10目地域づくり推進費、60事業、地域づくり推進事業でございます。補正前の額7,013万5,000円、補正額83万5,000円、計7,097万円でございます。

内容としましては、1節の報酬に14万4,000円、これは新エネルギー利活用検討委員会委員報酬、緑の分権改革推進事業に伴う利活用検討委員の報酬でございます。これが8名分でございます。9節の旅費でございます。69万1,000円、費用弁償に43万9,000円、普通旅費に25万2,000円でございます。これは、旅費のほうは、新エネルギー地熱発電の先進地であります八丈島が先進地でございますが、八丈島に現地調査に出かけると1泊2日でございますが、その費用としまして費用弁償のほうで委員さんの分、普通旅費で職員及び事務局の5人分、計13人分でございますが、計上したものでございます。

次のページをお開きください。

3款2項2目児童福祉施設費でございます。195児童福祉施設運営事務でございます。補正前の額1億8,016万1,000円、補正額3,500万円、計2億1,516万1,000円でございます。

内訳としましては、地方債が3,360、一般財源が140万円でございます。13節の委託料3,500万円でございます。207事業としまして、南伊豆認定こども園実施設計委託料3,500万円ではありますが、実施設計料としまして3,360万円、あと残り140万円ですが、これは園舎の耐震詳細調査料ということで140万円計上したものであります。合計3,500万円ということでございます。園舎の耐震詳細調査は、耐震は当然のことなのですが、これは補助金に係るものなのですが、幼稚園の部分に相当する分の通常の国の補助が3分の1でございますが、当該詳細調査を行い、現行の施設が技術上補強が困難であるという理由を明確に示すことにより、国県合わせて3分の2の補助を受けることとなります。そのための調査費用140万円を計上しまして、合計3,500万円でございます。

その下の11ページは給与費明細書ということで、先ほど説明いたしました新エネルギーの利活用検討委員会の委員8人分の報酬を計上したものでございます。

7ページ、歳入にお戻りいただきたいと思えます。

7ページ、歳入でございます。

20款1項1目繰越金、補正前の額が1億7,741万3,000円、補正額223万5,000円、計1億7,964万8,000円、繰越金223万5,000円でございます。

8ページをお開きください。

22款1項7目民生債でございます。3,360万円の補正でございます。2節の認定こども園整備事業債ということで3,360万円でございます。

6ページにお戻りください。

歳出合計でございます。補正前の額39億6,345万6,000円に3,583万5,000円を補正しまして、計39億9,929万1,000円となるものであります。財源としまして地方債が3,360万円、一般財源が223万5,000円でございます。

以上で内容説明を終了したいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） ちょっとお聞きいたします。

この設計業者の発注方法と、それから関連というか、以前から伺っています木造、この基本計画も木をふんだんに使った園舎ということで伺っていますが、その辺について町有林の利用、これは前から庁舎建設等のときからも、そういう話は出てはおりますけれども、その調査をして、町有林の中でどれだけ使えるのか、その辺の調査との整合性。そして、これ24年4月でしたっけ、オープンの一応予定が。これから町有林で利用できるものを伐採して、1年ちょっとかな、その間に乾燥とかそれがあるものですから、その辺をどのように考えているのか、それをちょっと。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

発注方法につきましては、基本計画というか、基本設計で示したプロポーザル方式を予定しております。候補業者のリストアップ等も内々には進めております。

あと木造につきましては、議員おっしゃるとおり、基本的には、あと詳細は教育委員会局長のほうで申し上げますけれども、木造ということで進めております。

ただ、町有林の利活用につきましては、7月20日と21日に、産業観光課農林水産係と我々と総務課で現地調査を行いました。現地調査は、上小野が7月20日、あと21日に一条のニシガハザマ、加納の南野山、青市の学校林ですけれども調査しました。確かに立ち木はございます。直径一番太いところで35センチぐらいあるんですが、いかんせん間伐等の手入れをしていないところがほとんどなものですから、非常に35センチから細いものは20センチぐらいで、枝打ちもしていないということと、一部を除いて切り出しの道路の整備が必要であると

いうこと。それから、伐採、間伐をしたときに後の林業作業というか、植林保育をしなければならぬということのいろいろな附帯条件がついてくることを考えますと、今のところは町有林の利活用というのはちょっと厳しいのかなという判断でおります。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 今、総務課長の言われた厳しいのかなという中で、木材の利用促進法もあるし、そういうものを絡めた中でそのまま伐採した後の植林だとか、山林の整備というのは、これが促進法の中でどういう位置づけになっているのか、私もわからないですけども、いずれにしても町有林、せつかくある町有林も、ある程度利用するということ、これはもう本当に必要じゃないかと思うんですよ。それで、確かに運び出す道路じゃないだとかということがあるんですけども、やっぱり地元の利用者の方を利用してやるということは、これは一つの町の活性化にもつながることですし、だからその辺を考えた中では、ムムスビとか、そういう上等な木材を利用するわけじゃないんですから、だから間伐してなくてというか、それから枝打ちしていなくても、それはもういいと思うんですよ。だから、ぜひそこは検討してもらって、そういう方向でいていただきたいと、私は思うんですけども、ですからそのために多少お金がかかるという、確かに金の問題もあるんですけども、今とにかく町内がこんなに疲弊している中で、一つの活性化につながるものだったら、多少のものだったら本当に町長の判断一つでできるところもありますし、町民の理解も得られると思います。ですから、ぜひその辺を検討していただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えします。

切り出すまではというか、切り出すことはできると思うんですが、今度は製材をする場所、JASの認定工場というのが実際県内には1カ所だけでございます。その同等な設備を持っているということで、ほかの製材所というのもあるんですが、この伊豆地区には1件もありません。一番近いのが富士の製材所になります。現物で材料をそろえるということは、今度は補助金の額というか、現物で用意して、支度なものですから、補助金の額は当然その分減ってくるわけでございます。そこら辺を考えますと、パフォーマンスといいましょうが、投資効果の面から見てどうなのかなという疑問がちょっと我々にはあったものですから、強いと言えば県内産の木材ぐらいの範囲で対応したいなというふうに町長、教育委員会事務局長等とは打ち合わせしているわけです。

それで、木材利用促進法につきましては、2階以下の低層ですので該当します。するんで



すが、ただ現状の山の立ち木があるからそのまま利用するというよりも、木材利用促進法は今後重要になってくる法律と思いますので、それを見越して、例えば現状の放置状態にある町有林を手入れしていくとか、そういった方向で考えていくほうが、私は建設的なのかなというふうに考えております。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 総務課長の言うこと、確かに町としての答弁としてはそれでいいと思うんですけども、ぜひ町民の目線というか、それでいくと、やっぱりこれだけの投資というか、お金をかけてつくるものが、要するに町に還元される、それを一番望んでいると思うんですよ。これは認定こども園の建設だけじゃなくて。ですから、そういう面がやっぱり町民のある程度目線を考えた中で、お金のこともそれは確かにわかるんですけども、私もそっちの立場にいたことがあるからわかるんですけども、やはりその辺を判断でできる範囲があると思うもので、ぜひ検討するということが必要じゃないかなと、私は思います。ですから、総務課長が言われた確かに補助金の関係だとか、そういうものもありますけれども、だから私が思うのには、補助金に対する総務課長のお考えも確かなんですけども、それ以外に普通に町の今疲弊しているこの中での活性化、それを一つの事業にあわせて効果を上げるということ、それをぜひ考えていただきたい。答えるとかはいいですよ。答弁は要らないですよ。私はそれを本当に要望しておきますので、これから検討の中で、ぜひそこはお願いしたいというふうに思います。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） 10番、渡邊。

今、4番議員の稲葉議員が質問した件は、私も同様の考え方でいたわけですけども、当局側の答弁を聞いて、言いたいところもあるんですけども、それはそれで私は結構なことだと思うんですけども、もう一点は、本当に集中豪雨で災害が出ている中で、やはり荒廃をしている山のことも考えながら、その辺を考えながら町有林である整備をしていくということも中に入れながら、私は考えていくべきじゃないのかなということを、これは要望しておきます。

それともう一点は敷地の問題ですけども、公共の県の土地はいずれにしましても、これは買うことで進んで、こういう状態にあるんだということは、金額はいくらでということで大体決定したのか決定しないのか、その辺もちょっと私は認識不足なので、できたら教えていただきたい。

そして、民間の土地が、借地があると思います。それは今後、私は長い月日を見ると、民間の土地の地主さんが売ってくれば、町が無理してでも、私は買う方向で進めていくことがいいのかなというように思うわけですが、その辺をもどういうふうな考え方でいられるのか、1点お伺いします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） わかりました。

まず、1点目の町有林の整備の話ですが、稲葉議員もおっしゃったように、法律の目的の一つに森林の整備というものも入っていますので、そこら辺も含めて長期的な視点で考えていきたいというふうに思っております。

あと敷地につきましては、教育委員会が県の管財担当と既に大分詰まった話をしてしますので、詳細は教育委員会事務局長からお答えさせていただきます。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） ただいまのご質問の県の土地の金額等でございますけれども、昨年9月10日に県のほうから一応示された金額は7,000万でございます。そのうち県の条例によりまして3割が軽減いたしますということですので、一応4,900万と聞いております。

ただし、3割減の4,900万は確定なんですけれども、あと今回認定こども園であるとか、いろいろございまして、そのつけ増しを幾らかでもしていただきたいということで、今それについて交渉中でございます。

それから、民地のお二方がおいでになります。今回こういうふうな形で整備するに当たってましてお二方にもお会いしまして、今回お借りしたいというお話は当然させていただきました。その中でお一人の方からは、今後買っていただけないかなというお話もされております。その当時、まだ県のほうの評価額といいますか、取得価格等も決まっておりましたので、そういうものが確かになりましたら、またご相談させていただきますということでお話は終わっております。今後、そういうふうなことをまた確認をさせていただいて、売りたいということがあれば、また前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） ぜひ敷地の問題は長いこと使うわけですので、それは町の物にしておくことが良いと思うので、ぜひそれを町長にもお願いをしておきたいなと思いますので、以上。

○議長（漆田 修君） 稲葉議員。

○4番（稲葉勝男君） もう一点、お伺いします。

先ほどプロポーザルで業者を決定するんだと、当局の指名になるのかということじゃないんだけれども、それ指名になるのかという一般入札からして。だから、その中で町内の1級建築士を持っておられる設計屋さんもおられると思います。だから、やっぱり町内のこの土地を知っているのは土地の人間ですし、そういう意味からも町内の業者の方だとか、この近辺の方でやるのか、それとも役場の庁舎のときのプロポーザルに参加された三島とか、あっちのほうの業者とか組み合わせる、その辺がまだ決まっているか、腹積もりはどういうふうなあれだか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

基本的には、役場庁舎のときに考えた業者、打ち合わせとか、いろいろな物理的な距離とかを考えまして、静岡から東部、伊豆にかけてという範囲で進めたいと思っています。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） これは一つの、いろいろなうわさがあるわけですよ。というのは、設計業者が決まると、もう施工業者が決まるというようないうわさも飛び交っていることは、これは事実なものですから、だからぜひそういうところを明確に、余りそういううわさが立たないように、そういう形の中で、だから私は今までとは違った形の中のプロポーザル、木造ですからね、それを考えていただきたいというふうに思っていますので、それは当局の考えがわかりましたから、それはいいですけども、私はそういうふうに思っています。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 当然、我々としても疑惑が少しでもあるという事態は避けたい、避けなければならないということと、公正な入札を執行しなければならないということがありますので、そこら辺は十分考えて進めていきたいと思っています。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

清水君。

○6番（清水清一君） もう一度業者の件に関してやはり先代、私どもの先代といえば昭和20年代、学校という形で学校林というところがあるわけですね、正直。それから、利用できないという状況が町としては考えてみれば、これは財産が使えないという状況。これはまずいから、やっぱり町でも十分使いたいだけけれども、三島まで行かなきゃいけないなら、ある

いは県内から、これはまずいという形であって、地元の製材業者を使えという話じゃない。余りにもないと。町のこの南伊豆町の山林の木は、じゃ、町の災難と。逆に言うと、高いものになってしまう。それから災害とかでも使えなくなってしまう。やっぱり地元では地元で使うという形を考えていかなきゃいけないから、そういうものは町としても、県あるいは国のほうへ要望していく段階だと思います。

それと、この庁舎、この庁舎の件ですけれども、委員会を立ち上げて8名と今ありましたけれども、8名はどのように、どんなメンバーになっておるのかお伺いします。

○議長（漆田 修君） 新エネルギーの関係ですね。

○6番（清水清一君） 新エネルギーです。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 庁舎じゃなく、新エネルギーの委員。

○6番（清水清一君） 新エネルギーです。

○総務課長（松本恒明君） 新エネルギーですよ。新エネルギーは、今回予算の計上を初めてしまして、議案が通って、議決されていませんので、まだ委員の要項も公布できない状態です。本日議決いただければ、委員の設置要項を公布いたしますが、それに基づいた11人というような内容になっていますので、それに基づいて選考するということになっています。

○議長（漆田 修君） 清水君。

○6番（清水清一君） 良い委員を選んでいただければ良いけれども、俗に言うどこかの代表者、順番に連れてきてやるという形が、これまでいろいろあったんですよ。それでもいいといえいいんですが、そうするとやっぱりメンバーが毎回同じようなメンバーになってしまう。それではちょっと、今回はちょっと変えてみるという形に考えていただきたいと思いますので、それも組織検討しておいていただきたいと思います。これは答弁が出ないと思いますから、要望として言っておきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第52号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事件目がすべて終了したので、会議を閉じます。

第2回臨時会の議事件目は終了しました。

よって、平成22年第2回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会します。

この後、直ちに当局の申し出ありましたので、全員協議会を開催しますので、関係者は委員会室にお集まりください。

閉会 午前 9時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男